

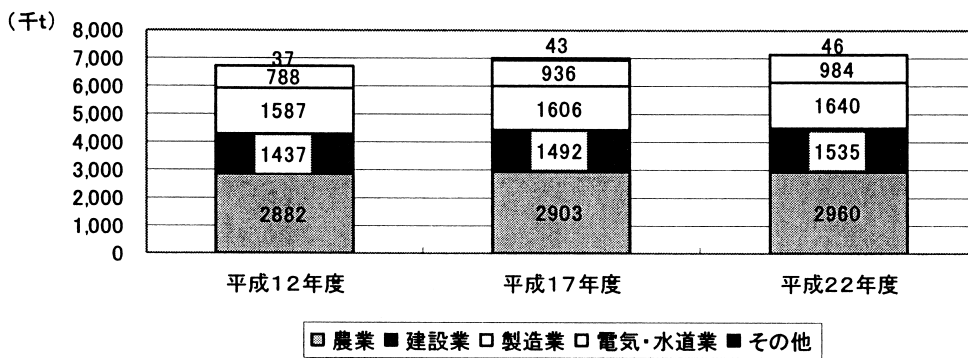
産業廃棄物の将来予測については、経済の動向等にもよりますが、産業廃棄物の排出状況、製造品出荷額及び元請完成工事高等の経済指標を考慮し、産業廃棄物の処理対策が現状と変化がないものとして、将来の排出量等を予測しました。

(2) 排出量等の将来予測

本県の産業廃棄物の排出量は、今後しばらくの間は、ゆるやかに増加をするものと予測され、平成 12 年度が 6,731 千 t で平成 17 年度には、6,980 千 t (対平成 12 年度比 3.7% 増)、平成 22 年度には、7,165 千 t (同 6.4% 増) となるものと見込まれます。

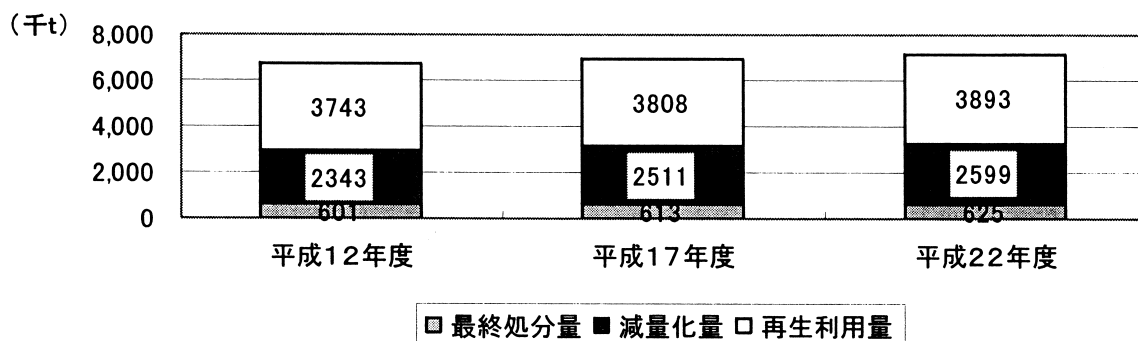
業種別にみると、電気・水道業が下水道等の整備に伴い増加すると予測されます。その他の業種については、若干の増加傾向で推移するものと予測されます。

(図 2-20) 業種別排出量の将来予測



また、再生利用量は、平成 12 年度が 3,743 千 t で、平成 17 年度に 3,808 千 t、平成 22 年度に 3,893 千 t に、減量化量は、平成 12 年度が 2,343 千 t で、平成 17 年度に 2,511 千 t、平成 22 年度に 2,599 千 t に、最終処分量は、平成 12 年度が 601 千 t で、平成 17 年度に 613 千 t、平成 22 年度に 625 千 t にそれぞれ増加するものと予測されます。

(図 2-21) 処理状況の将来予測



4 産業廃棄物処理業者及び処理施設の状況

(1) 産業廃棄物処理業の許可の状況

平成 1 2 年度末における廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業(県外業者も含む)の許可状況は、表 2 - 7 のとおりです。

(表 2 - 7) 産業廃棄物許可業者数 (平成 1 3 年 3 月末現在)

		産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
収集運搬業		1, 4 7 1 件 8 1 2 件	1 3 8 件 9 9 件
処 分 業	中間処理	1 1 9 件 2 5 件	5 件 0 件
	中間・最終処分	1 3 件 6 件	1 件 0 件
	最終処分	1 0 件 2 件	1 件 1 件

(上段：熊本県、下段：熊本市の許可件数)

(2) 処理施設の状況

① 中間処理施設

許可施設の総数は、排出事業者が 1 6 2 施設、処理業者が 1 6 3 施設となっており、排出事業者の施設の 7 3 % を汚泥の脱水施設が占め、処理業者の施設の 9 2 % は焼却施設、木くず及びがれき類の破碎施設で占めています。

(表 2 - 8) 中間処理許可施設の状況 (平成 1 3 年 3 月末現在)

施設の種類の	排出事業者	処理業者	その他(公共)	計
汚泥の脱水	118 (14)	6 (3)	4	128 (17)
汚泥の脱水乾燥	2 (1)			2 (1)
汚泥の焼却	7	1	1	9
廃油の油水分離				0
廃油の焼却	3	3		6
廃酸又は廃アルカリの中和		1		1
廃プラスチックの破碎	1	6 (2)		7 (2)
廃プラスチックの焼却	17 (1)	11	2 (1)	30 (2)
木くず及びがれき類の破碎	2	114 (20)		116 (20)
シアン化合物の分解	1			1
その他の焼却	11 (1)	21 (4)		32 (5)
計	162 (17)	163 (29)	7 (1)	332 (47)

()内は熊本市分以内書き

中間処理施設の総数は増加していますが、焼却施設は、ダイオキシン問題などによって新たな設置が困難となっており、また、構造基準等の強化により、改造等のコストが多くなるため小規模焼却施設を中心に休・廃止が見られます。

また、平成 1 3 年 3 月末現在の主な中間処理施設の処理能力は、汚泥の脱水施設 1 5 . 2 千 m³/日、木くず及びがれき類の破碎施設 4 7 . 2 千 t/日、焼却施設 1 . 4 千 t/日となっています。